佐賀県職員特殊勤務手当支給条例 の 一部を改正する条例 (条例第三三号)

- 1 第二項関係 作業に従事し 当 分 の間、 たときは、 職員が東日本大震災に対処するため、 災害応急作業等手当を支給することとした。 人事委員会規則で定める (附則
- 2 した。 を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっ の一〇〇分の一〇〇に相当する額を加算した額)を超えてはならないことと の手当の額は、 (附則第三項関係) 作業に従事 した日一日に つき二万円 $\overline{}$ ては、 心身に著し 当該額にそ 11 負担
- 3 を超えないこととした。 き五日以上従事 当分 の間、 職員が東日本大震災に対処するため、 した場合における災害応急作業等手当の額は、 (附則第四項関係) 災害応急作業等に引き続 <u>_</u> 五二〇円
- 4 ととした。 この条例は、 公布の日から施行し、 平成二三年三月一 — 日から適用するこ

1

- 5 を改正する条例 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の 所要の経過措置を定めることと (条例第三四号) 公務災害補償等に関する条例の 部
- 障害者自立支援法の 一部改正に伴い、 引用条項を改めることとした。
- 2 佐賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 この条例は、 公布の日又は平成二四年四月一日から施行することとした。 (条例第三五号)
- 佐賀県消費者行政活性化基金の設置期間を延長することとした。 (附則第
- 二項関係)
- 2 佐賀県工業等振興条例の この条例は、 公布の日から施行することと 部を改正する条例 L (条例第三六号) た。
- 1 電気業の用に供する施設を新設し、 又は増設する者に対し、 工業団地の区

(第五条関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 の条例は、 公布の日から施行することとした。

佐賀県職業能力開発促進法施行条例 (条例第三七号)

この条例は、 職業能力開発促進法の施行に関し必要な事項を定めることと

した。 (第一条関係)

2 県が公共職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練を定め

ることとした。 (第三条関係)

3 県が他の施設により行 われる教育訓練を公共職業能力開発施設 の行う職業

訓練とみなして行うことができる職業訓練を定めることとした。 (第三条関

係)

4 手数料の徴収、 減免及び不還付について定めることとした。 (第四条)第

六条関係)

- 5 この条例は、 平成二四年四月一日から施行することとした。
- 6 佐賀県手数料条例について所要の改正を行うこととした。

佐賀県道路占用料条例等の 一部を改正する条例 (条例第三八号)

- 占用等の許可期間に係る占用料等を一括して徴収する等のため、 佐賀県道
- 路占用料条例ほか七条例について所要の改正を行うこととした。

平成二四年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

2

この条例は、